

愛知県知事 大村秀章 様

平成29年8月27日

要 望 書

すべての市町村で地域猫対策を進める条例の制定を要望します

私たちは、愛知県内で「地域猫対策」の普及及び実践を目的として活動するボランティア団体15市15団体（別紙）です。日頃は、「地域猫対策」をご理解ご支援いただきありがとうございます。

地域猫対策は、野良猫に繁殖制限手術をし、ルールを決めて給餌ならびにトイレの管理をすることで、猫によるトラブルを解決させるとともに、野良猫の数を減らしていく取り組みです。愛知県は、平成24年2月に、「所有者のいないねこの適正管理マニュアル」を作成し、地域猫活動を通じて、人も動物もおだやかに暮らせるまちづくりを目指すことを表明しています。

しかし、地域猫対策に取り組むボランティア団体が存在しない市町村では、野良猫問題に全く手つかずの地域もあり、また、ボランティア団体があっても、行政の積極的な協力のない市町村では、一向に地域猫対策が進んでいません。

少子高齢化や核家族化が急速に進む中、人々の暮らしにおけるペットの重要性が高まり、ペット数が15歳未満の子どもの数を大幅に上回るという調査結果も出ています。その一方で、遺棄や飼育放棄等によって生じた野良猫が人々の住環境を悪化させる問題も後を絶ちません。このような問題や、殺処分を無くしていくには、野良猫の繁殖制限と、遺棄を見逃さず取り締まることが極めて重要です。また、地域猫対策は、地域住民・行政・ボランティアの3者による協働で取り組まれる活動です。地域には、餌やりさえしなければ野良猫はいなくなるといった強硬な意見が必ずあり、行政の協力なくして、地域住民の理解と協力を得ることは容易ではありません。

そこで、地域猫対策（活動）が円滑に進み、ひいては殺処分ゼロを実現するために、以下の通り要望します。

地域猫対策をすすめ、人と猫とが共生できる町づくりを目指し野良猫を減らしていく事を目的とした条例を制定すること

条例を制定し、地域猫活動によって野良猫を減らしていくと高らかに宣言してください。人と動物が共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する決意を条例を通じて宣言してください。

以上